



東日本大震災津波被害と
岩手県の取組



平成 23 年 11 月 4 日
岩手県

目 次

I 本県の被害概況

- 1 地震及び津波の概要
- 2 被害の状況
- 3 ライフライン被害の状況
- 4 市町村別の被害状況

II 岩手県における東日本大震災復興計画

- 1 岩手県東日本大震災津波復興計画の概要
- 2 岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理
- 3 市町村復興計画等の策定状況

III 復興に向けた取組

- 1 「安全」の確保
- 2 「暮らし」の再建
- 3 「なりわい」の再生

岩手県沿岸市町村位置図



I 本県の被害概況

1 地震及び津波の概要 出典：岩手県災害対策本部調べ

項目	東北地方太平洋沖地震	宮城県沖を震源とする余震
発生日時	平成23年3月11日(金)14時46分頃	平成23年4月7日(木)23時32分頃
震央地名	三陸沖(北緯38°06.2'、東経142°51.6')	宮城県沖(北緯38°12.2'、東経141°55.2')
震源の深さ	24km	66km
規模	マグニチュード9.0	マグニチュード7.1
本県の最大震度	震度6弱：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町	震度6弱：大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市
津波の最大波	宮古 11日15時26分 8.5m以上 釜石 11日15時21分 4.2m以上 大船渡 11日15時18分 8.0m以上 久慈港 8.6m(推定値)	—



写真：壊滅的被害を受けた陸前高田市

2 被害の状況 (人的及び家屋被害は平成23年11月4日現在、それ以外は区分欄に記載のとおり)

被害の区分		被害	備考
人的被害	死者数	4,665人	
	行方不明者数	1,428人	認定死亡者1,224名含む
	負傷者	188人	一部、把握できていない市町村がある。
家屋被害	全・半壊	24,721棟	住家のみ
産業被害 (推計額)	農業被害	594億円	農地・農業用施設545億円、農業施設28億円等
	林業被害	274億円	林業施設221億円、森林37億円等
	水産業・漁港被害	3,981億円	漁港2,859億円、漁船338億円、水産施設等365億円等
	工業(製造業)被害	890億円	
	※11/2現在 商業(小売・卸売業)被害	445億円	津波による流出・浸水被害の推定額であり、地震による被害は含めていない。
	観光業(宿泊施設)被害	326億円	
	計	6,510億円	
公共土木 施設被害	河川・海岸・道路等施設整備	1,723億円	海岸1,289億円、道路252億円、河川147億円等
	都市・公園施設被害	405億円	下水道306億円、公園99億円
	港湾関係施設被害	445億円	
※7/25現在	計	2,573億円	

出典：岩手県災害対策本部調べ

(参考) 資本ストックの被害推計 (単位：10億円)

	推定資本 ストック A	推定資本ストック被害額				合計 B	被害率 B/A
		生活・社会 インフラ	住宅	製造業	その他		
内陸部	26,369	457	22	64	211	754	2.9%
沿岸部	7,449	1,943	607	191	781	3,522	47.3%
合計	33,818	2,400	629	255	992	4,276	12.6%

出典：株式会社日本政策投資銀行推計

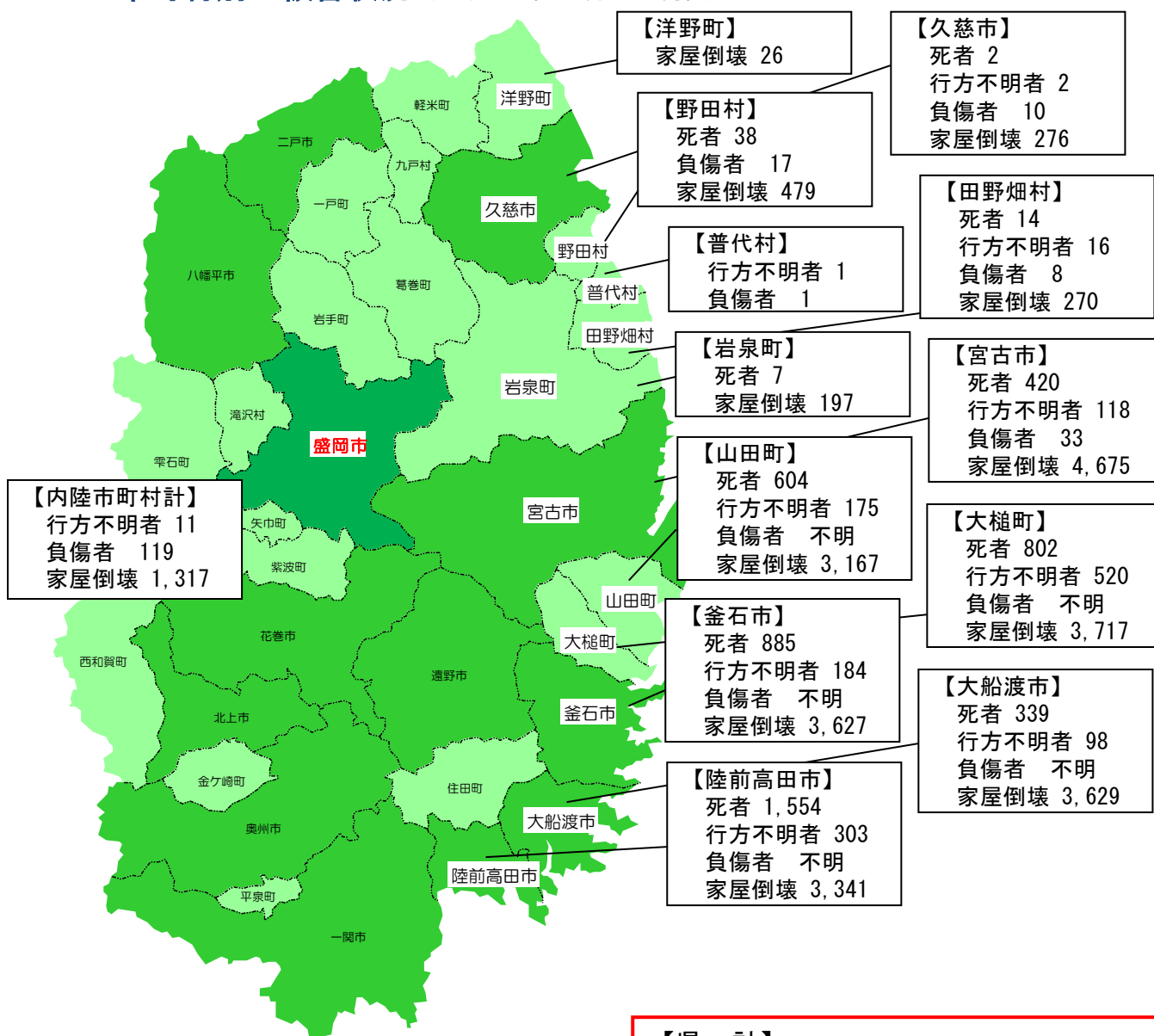
3 ライフライン被害の状況

区分	最大被害状況	復旧状況
停電	約 76 万戸	復旧完了 (5/28 復旧)
ガス供給停止	約 9 千 4 百戸	供給停止なし (4/26 復旧)
断水	約 18 万戸	復旧完了 (7/12 復旧完了)
電話不通	約 6 万 6 千回線	サービス中断中の通信ビルなし (4/17 復旧) ※

※加入者宅と通信ビル間の回線切断等により、利用できない場合がある。

出典：岩手県災害対策本部調べ

4 市町村別の被害状況 (平成 23 年 11 月 4 日現在)



【県 計】 (平成 23 年 11 月 4 日現在)

■死者 4,665 人 ■行方不明者 1,428 人
■負傷者 188 人 ■家屋倒壊 24,721 棟

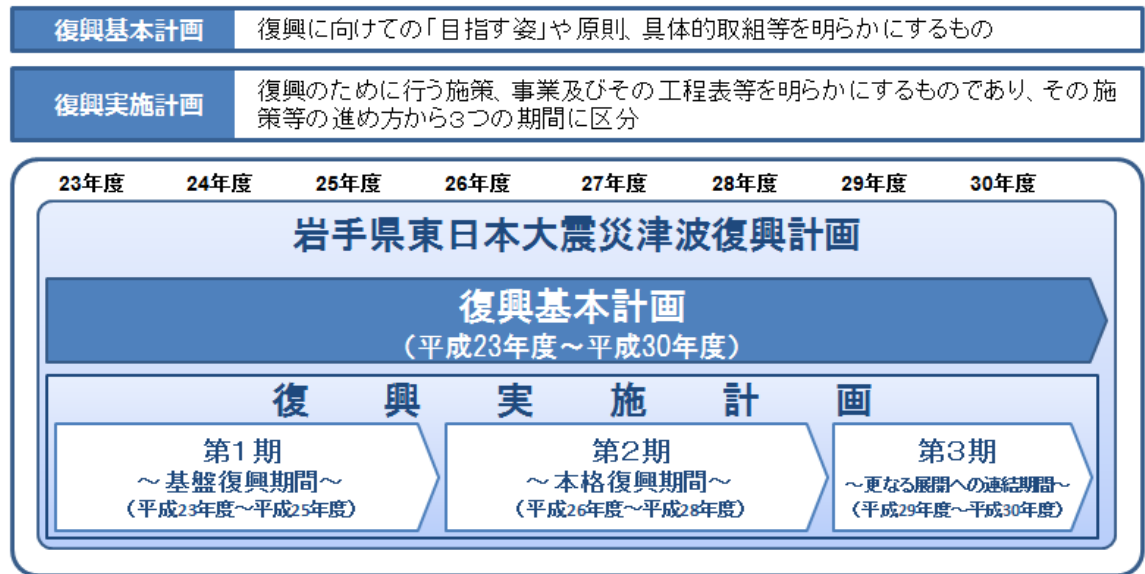
II 岩手県における東日本大震災復興計画

1 岩手県東日本大震災津波復興計画の概要

県では、今回の大地震とそれに伴う巨大津波からの復興を進めるため、発災1ヶ月後の平成23年4月11日には第1回の「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を開催、計画づくりに着手し、平成23年8月11日、「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定しました。

この計画は、復興委員会等における専門的な審議やパブリックコメント、地域説明会等での意見などを踏まえ、県議会での承認を経て、県として策定したものです。

【復興計画の構成及び期間】

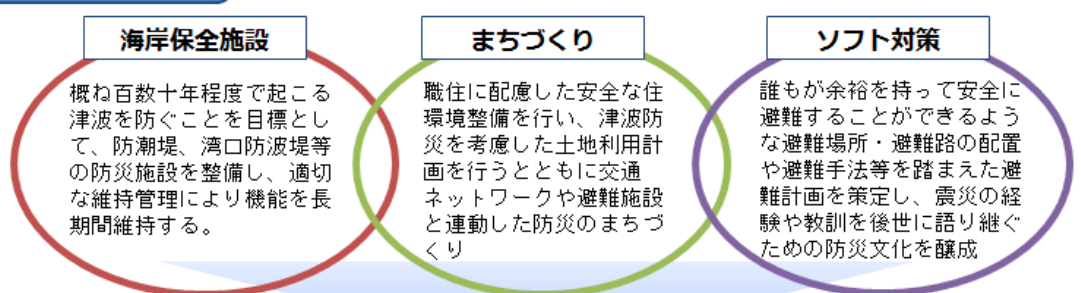


➤ 平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から30年度までの**8年間**を全体計画期間とする。

【津波対策の基本的考え方】

再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す

津波対策の方向性



多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化する「減災」の考えにより「安全の確保」を図る

【復興の目指す姿と3つの原則】

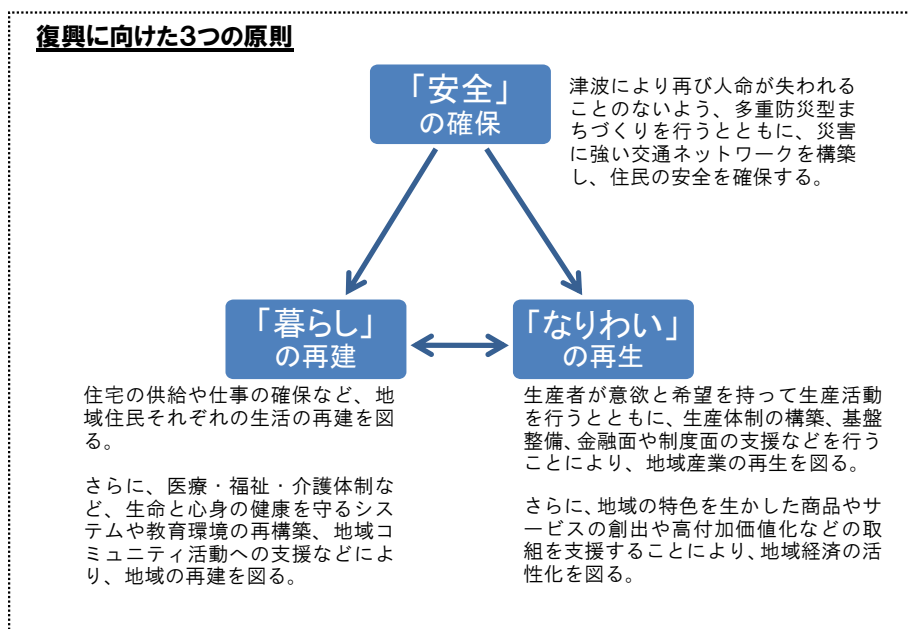
○復興の目指す姿

いのちを守り 海と大地と共に生きる
ふるさとと岩手・三陸の創造

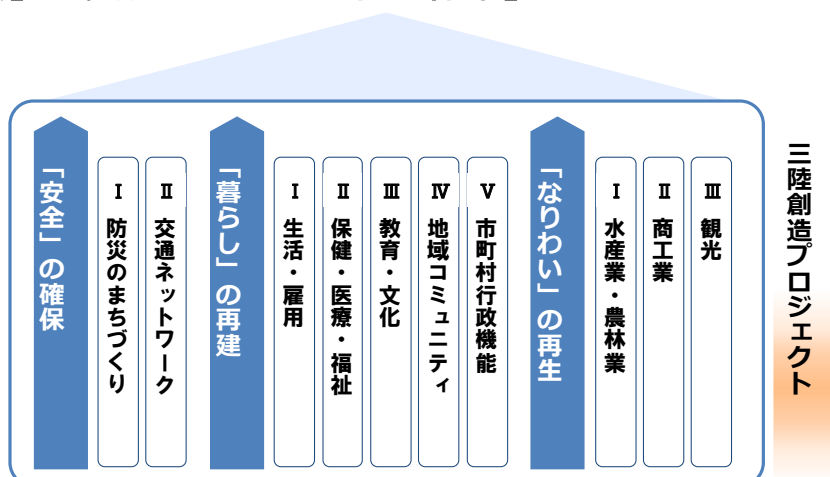
復興に向けての考え方

- 安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 「ふるさと」が「ふるさと」であり続けることのできるよう、地域社会づくりを通じた復興を実現する。
- 被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 多様な参画による開かれた復興を実現する。

○3つの原則



【「目指す姿」の実現に向けた取組の体系】



【復興実施計画の施策体系】

	分野	取組項目	構成事業数 (第1期事業計画)
「安全」の確保	I 防災のまちづくり	災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	46
		故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	7
	II 交通ネットワーク	災害に強い交通ネットワークの構築	18
「暮らし」の再建	I 生活・雇用	被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	21
		雇用維持・創出と就業支援	16
	II 保健・医療・福祉	災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	38
		健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	12
	III 教育・文化	きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	16
		文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	11
		社会教育・生涯学習環境の整備	6
		スポーツ・レクリエーション環境の整備	10
	IV 地域コミュニティ	地域コミュニティの再生・活性化	20
	V 市町村行政機能	行政機能の回復	5
	「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築
産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築			29
漁港等の整備			13
地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現			36
地域の木材を活用する加工体制等の再生			17
II 商工業		中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	30
		ものづくり産業の新生	41
III 観光		観光資源の再生と新たな魅力の創造	19
		復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	13

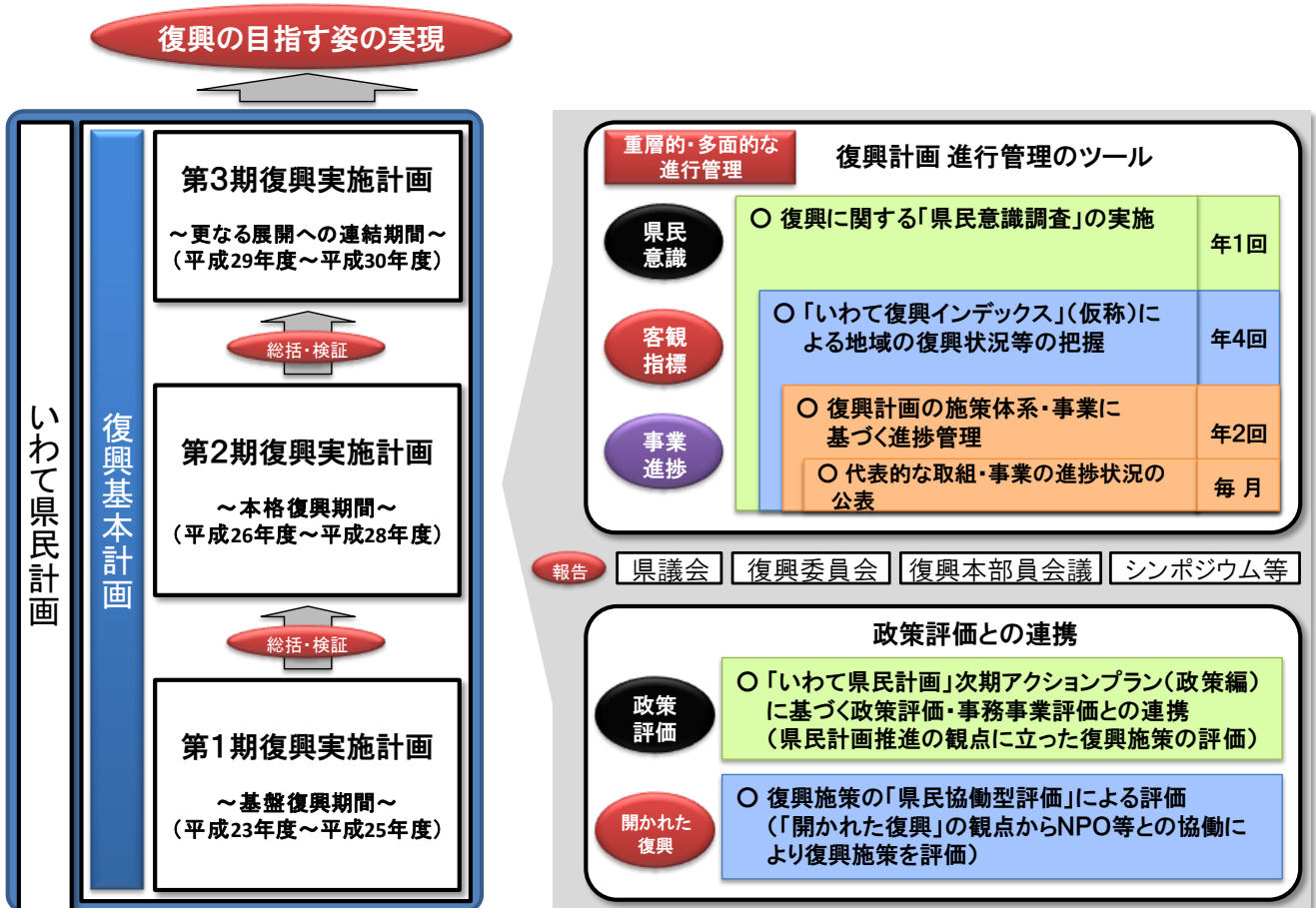
※事業数は、再掲事業を含みます。

構成事業数計：441事業（再掲除き388事業）

2 岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理

迅速な復興を達成するためには、復興計画の実効性を高め、その着実な推進を図ることが必要です。そのために、県の復興計画の進行管理については、計画のマネジメントサイクルに基づき、施策や事業の実施状況や進捗状況を明らかにするとともに、重層的・多角的な進行管理を行い、次に実施する取組につなげていきます。

【進行管理の方法】



(1) 復興に関する「県民意識調査」の実施

○ 基本的な考え方

被災者一人ひとりに寄り添う「人間本位の復興」の観点から、被災者の状況、復興に関する意識、行動等を把握するための調査を継続的に実施します。

○ 方法

被災者をはじめとした県民アンケートを継続的に実施し「定点観測」を行うことにより、計画に掲げる「復興の目指す姿」に対する到達感や、復興に対する意識、行動等を把握します。

〔調査のイメージ〕

- 調査期間：平成 23 年度から平成 31 年度まで毎年度実施
- 調査内容
 - ① 生活全般の満足度
 - ② 復興全般の実感、意識
 - ③ 「復興に向けた 3 つの原則」にかかる実感、意識
 - ④ 大震災津波・復興に関する行動、参加等

(2) 「いわて復興インデックス（仮称）」（客観指標）による地域の復興状況等の把握

各種統計データを活用し、本県全体及び沿岸部の被災12市町村における被災後の復旧・復興状況の推移を示す客観指標としての復興インデックスを作成・公表します。

〔指標のイメージ〕

- 「生活基盤の復旧状況」指数
- 「人々の活動状況」指数
- ※ 指標の作成については、NIRA 研究報告書「東日本大震災 復旧・復興インデックス」（2011.9）などを参考に、研究機関等との共同開発も視野に検討を進めていきます。

(3) 復興計画の施策体系に基づく進捗管理

復興計画の施策体系及び構成事業（復興に向けた 3 つの原則、10 分野の取組、22 の取組項目、第 1 期実施計画事業の 441（再掲事業を除き 354）事業）に基づき、進捗状況を把握し、公表します。

(4) 政策評価と連携した進捗管理

平成 23 年度中に策定予定の「いわて県民計画」（長期計画：平成 21 年度～平成 30 年度）の次期アクションプラン（政策編）においては、各政策項目に復興に係る主な取組等が盛り込まれ、その政策評価を通じて、復興に関連する施策を PDCA サイクルで評価・推進することとなっております。

また、多様な主体との連携による「開かれた復興」の観点から、NPO 等の参画により協働で施策等を評価する「県民協働型評価」を活用し、多面的な視点に立った復興施策の評価と施策の質的向上を図ります。

【「県民協働型評価」とは】

「県民協働型評価」は、岩手県の施策に対する評価企画案を民間の団体等（岩手県内に事務所を有するNPO、公益法人、民間企業、大学研究者、学生等のグループ又はこれらの複数の団体から構成されるグループ）から募集し、審査により選定された企画案を提案した団体・グループに対して、県の施策の評価と政策提言を委託するものです。

3 市町村復興計画等の策定状況

岩手県内 33 市町村のうち、復興計画の策定を予定している市町村は、12 市町村となっています。

このうち、7 市町村が 10 月末日までに復興計画を策定済みです。残り 5 市町村についても、本年中に策定が予定されております。

市町村名	復興基本方針、復興計画等策定（予定）時期
洋野町 （ひろのちょう）	6/1 復興ビジョン 7/28 震災復興計画〔計画期間：6年間〕
久慈市 （くじし）	5/2 復興ビジョン 7/22 復興計画〔計画期間：10年間〕
野田村 （のだむら）	5/27 復興基本方針 （11月中旬予定）東日本大震災津波復興計画
普代村 （ふだいむら）	6/1 災害復興計画基本方針 9/29 災害復興計画〔計画期間：8年間〕
田野畑村 （たのはたむら）	9/29 復興基本計画〔計画期間：5年間〕
岩泉町 （いわいずみちょう）	5/20 震災復興計画（骨子） 9/16 震災復興計画〔計画期間：9年間〕
宮古市 （みやこし）	6/1 震災復興基本方針 10/31 復興基本計画〔計画期間：9年間〕
山田町 （やまだまち）	5/23 復興計画策定に向けた基本方針 6/30 東日本大震災津波復興ビジョン （12月予定）東日本大震災津波復興計画
大槌町 （おおつちちょう）	6/9 震災復興基本方針 （12月予定）震災復興計画
釜石市 （かまいしし）	7/11 復興まちづくり基本計画復興プラン骨子 10/26 復興まちづくり基本計画（中間案） （12月予定）復興まちづくり基本計画
大船渡市 （おおふなとし）	4/20 復興基本方針 7/8 復興計画骨子 10/31 復興計画〔計画期間：10年間〕
陸前高田市 （りくぜんたかたし）	5/16 震災復興計画策定方針 （12月予定）復興計画

（朱書き表示は策定済の計画）

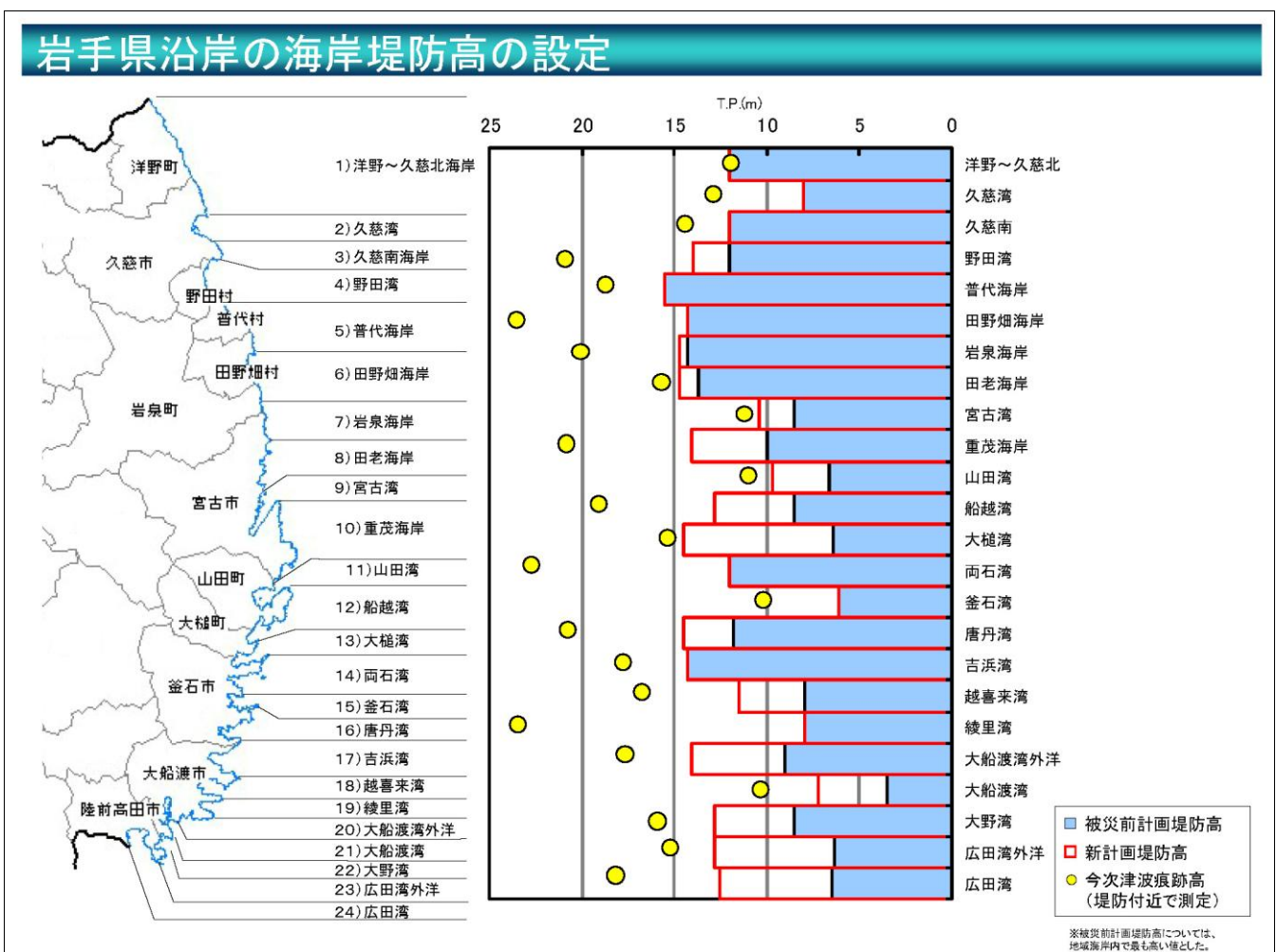
Ⅲ 復興に向けた取組

1 「安全」の確保

(1) 多重防災型まちづくりの推進

現 状

- 本県では、東日本大震災津波からの復興に向けた津波対策を検討するにあたり、「**岩手県津波防災技術専門委員会**」を設置し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりなどについて検討を進めるとともに、市町村との意見交換や国との協議を進めてきたところです。
- これらの検討を経て、湾の形状や海岸線の向きなどから**岩手県沿岸を24の地域海岸に区分し、平成23年10月20日までに地域海岸毎の堤防高さを設定し公表**しました。



今後の対応方向

- 設定した海岸堤防高では、再び**東日本大震災津波のような最大クラスの津波が発生した際には浸水被害を受けることが想定**されることから、住民の避難を軸に土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「**多重防御**」の考え方で減災を図ります。具体的には、防潮堤、河川堤防、水門、陸こう等の「**海岸保全施設**」の整備に合わせ、**道路や鉄道の嵩上げにより2線堤や3線堤としての機能**を持たせることや、高台移転や地盤の嵩

上げなどを含む津波防災を考慮した土地利用等の「まちづくり」、避難路の整備や防災教育等の「ソフト対策」を適切に組み合わせた**多重防災型まちづくり**を進めていきます。

- 湾口防波堤が復旧・整備される久慈港、釜石港、大船渡港の海岸堤防等については、**湾口防波堤との組み合わせを考慮して高さを設定**していることから、東日本大震災津波により破壊された**湾口防波堤の一刻も早い復旧と、整備中である久慈港の湾口防波堤の早期完成**に向けた取組を進めていきます。

課 題

- 多重防災型のまちづくりを進めていくためには、**土地利用調整の簡素化や土地利用規制等の手続きの迅速化**を図るとともに、**用地取得手続きの円滑化**が必要です。
- 被災自治体が進める**復興まちづくり**に対して、**復興が完了するまでの間の継続した国の力強い財政支援**が求められます。
- **久慈港湾口防波堤の完成予定年度は平成40年度**となっていますが、これを**前倒し**しての**早期完成**が求められます。

(2) 市町村における復興計画策定への支援

現 状

- 市町村においては、地域住民とともに復興計画の策定及びそれを基にした具体的なまちづくりの検討を進めているところであり、本県は専門家の派遣等の支援を行っています。

※ 市町村の復興計画策定状況については、p.10を御覧ください。

今後の対応方向

- 引き続き、市町村の計画作成及び各種復興事業の円滑な実施を最大限支援していきます。

課 題

- 具体的なまちづくり計画の策定や、災害公営住宅建設等の復興事業に実施に当たっては、**多くの専門家が必要**となります。従って、**関係機関による人的支援の強化**が必要不可欠です。

(3) 災害に強い交通ネットワークの構築

現 状

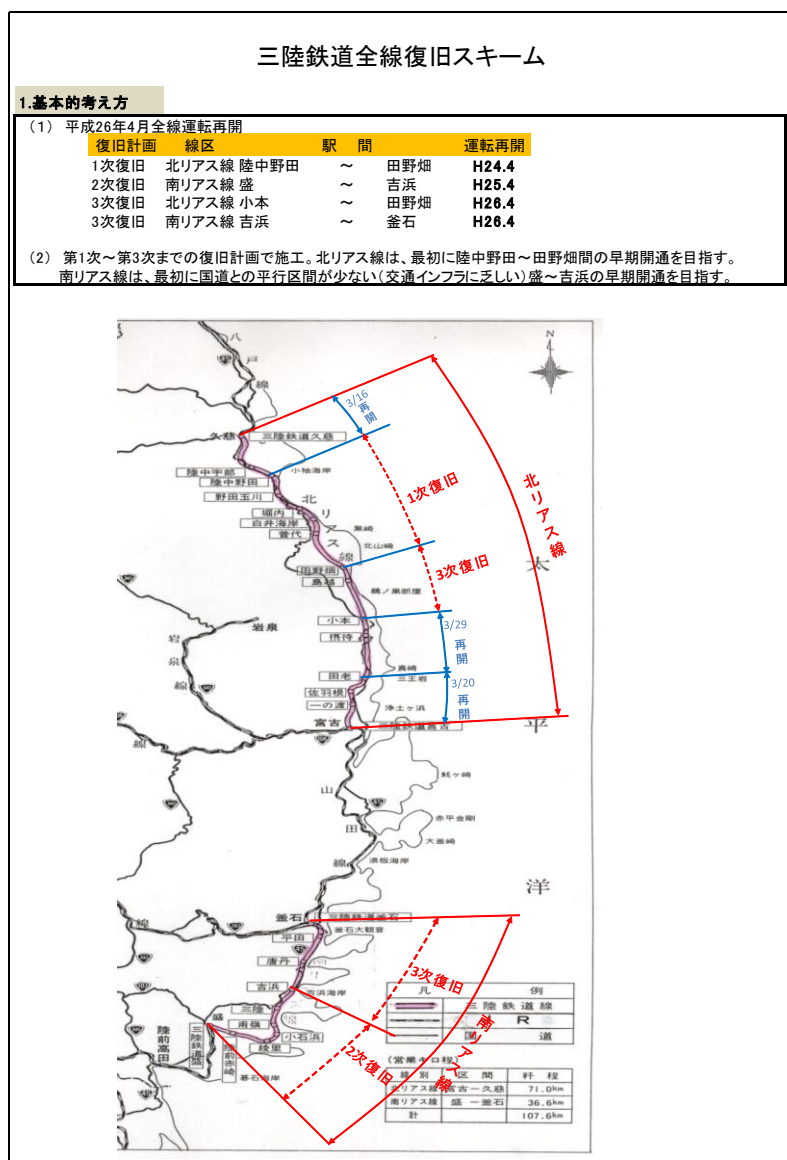
- **復興道路**として早期完成を提案してきた三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域の縦貫軸及び東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸については、国が**未事業化区間の新規事業採択時評価**を実施し、社会資本整備審議会道路分科会で「**新規事業化は妥当**」との審議結果が得られました。
- 「三陸沿岸道路などの復興道路等の緊急整備」として、国全体で、**平成23年度第3次補正予算案で約721億円**（国費）、**平成24年度概算要求で約1,088億円**（国費）が計上され、

早期の全線開通に向けて動き出しています。

- 県では、三陸沿岸地域の安全・安心を確保するため、**復興実施計画**において、三陸縦貫自動車道等の**復興道路**に加えて、国県道等の**復興支援道路**、**復興関連道路**で構成する**三陸復興道路整備事業を推進**し、**災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築**することとしています。
- **三陸鉄道**は、約2/3の区間が不通となっています。**平成23年11月3日には復旧工事の起工式**が行われ、**平成26年4月の全線復旧**を目指し工事が進められています。

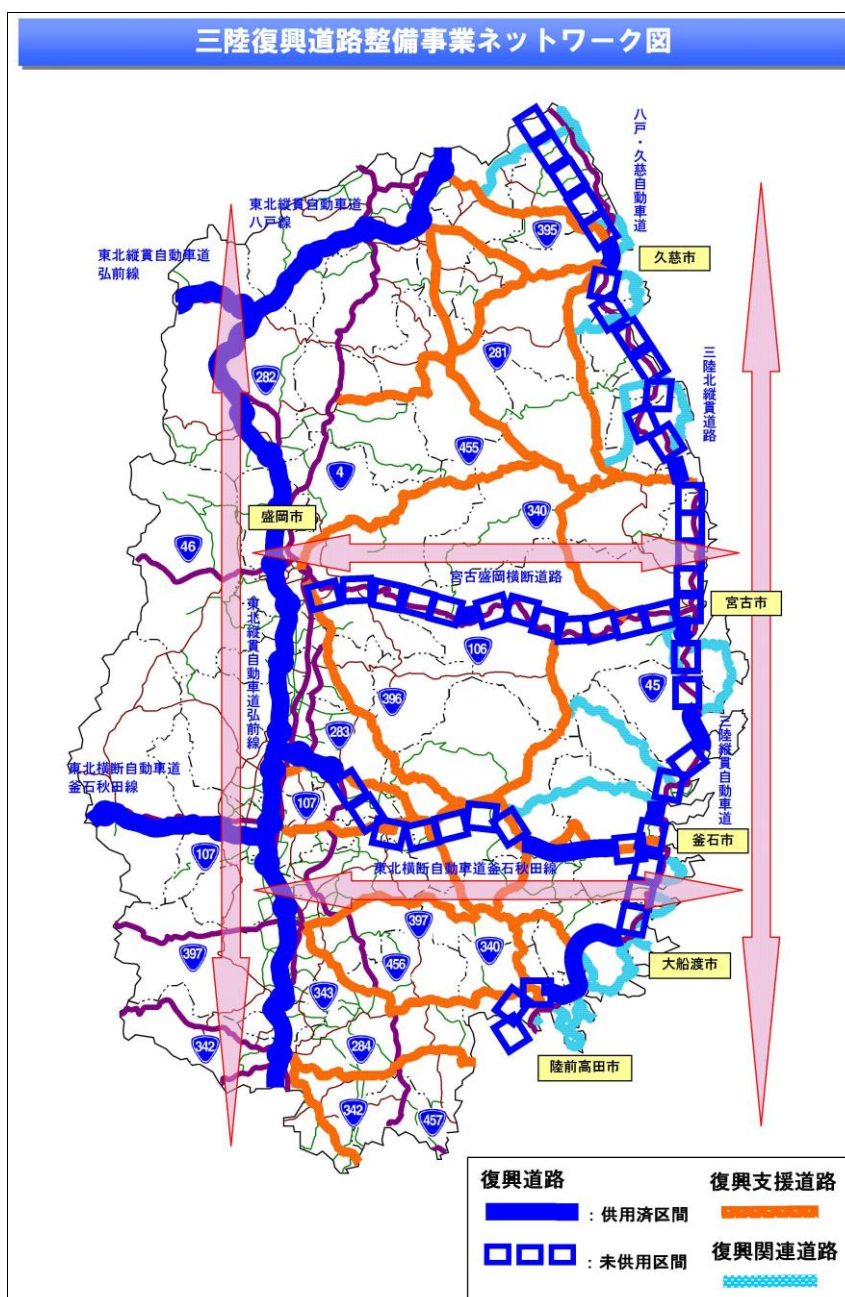
今後の対応方向

- 復興道路の整備促進のため、**復興道路整備促進連絡調整会議**により埋蔵文化財調査や保安林解除等の**関係機関協議の迅速化を推進**します。
- 内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路や横断軸間を南北に連絡する道路、水産業を支援する道路等について、**復興支援道路**、**復興関連道路**として**交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進**します。
- **三陸鉄道**については、平成24年4月に陸中野田駅～田野畑駅間、平成25年4月に盛駅～吉浜駅間、平成26年4月に田野畑駅～小本駅間、吉浜駅～釜石駅間の運行再開（全線復旧）をそれぞれ目指して、復旧工事を進めています。



課 題

- 三陸沿岸道路などの復興道路の緊急整備や三陸鉄道の復旧支援等については、国の第3次補正予算に東日本大震災津波関係経費として計上されていることから、**早期の成立と、復興事業の迅速な実施**が求められます。
- 復興道路等の直轄事業の実施には**多大な直轄事業負担金が必要**となり、**地方の財政負担が大きい**ことから、**直轄事業負担金制度の廃止**又は**地方負担に対する全額交付税措置等の全面的な財政支援**が求められます。
- 復興が完了するまでの間「復興枠」として**安定した予算を確保**するとともに、**直轄事業を強力に推進するための体制強化**が求められます。
- 三陸鉄道の全線復旧は、平成26年4月を予定しており、それまでの間、引き続き、**国による全面的な財政支援**が求められます。



(4) 産業廃棄物（がれき）の処理

現 状

- 現在住民が生活を営んでいる近傍にある災害廃棄物など生活環境に支障が出る災害廃棄物は平成23年7月末までにおおむね移動を完了させました。

(参考)

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

環境省公表データ（平成23年10月25日）

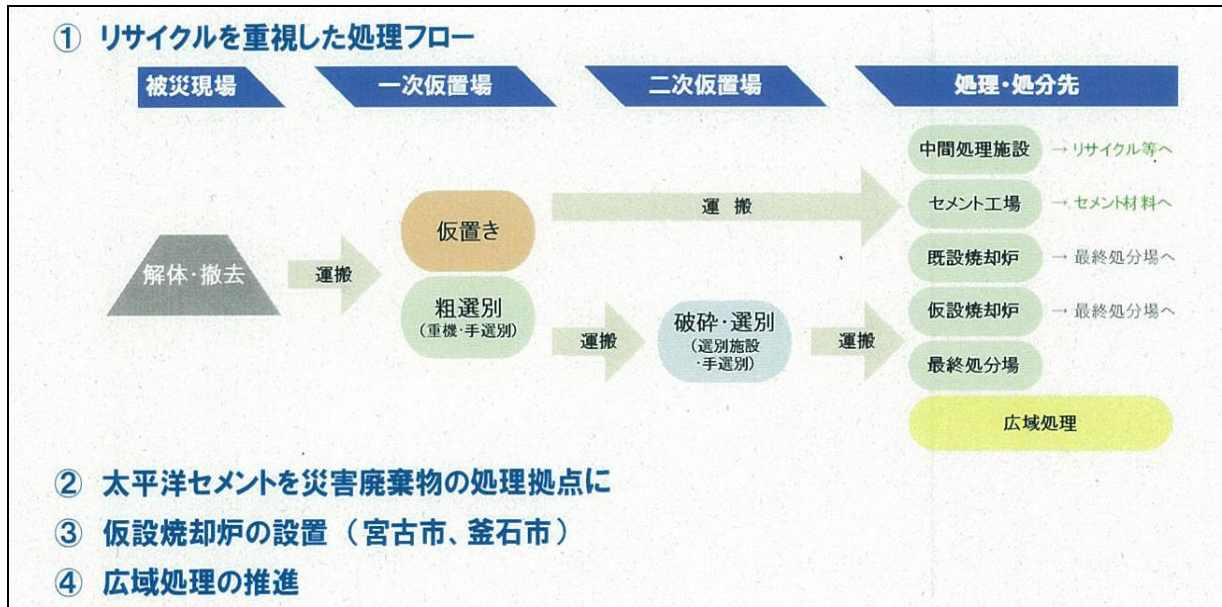
市町村名	がれき推計量(千t)		仮置場への搬入状況			撤去率 解体を除いた がれき推計量 に対する搬入 済量の割合 (%)
		うち家屋等 解体による がれき推計量 (解体済のもの を含む)	仮置場 設置数	仮置場 面積 (ha)	搬入済量 (千t) ※	
洋野町（ひろのちょう）	15	3	1	3.0	15	100%
久慈市（くじし）	96	20	4	5.0	96	100%
野田村（のだむら）	140	10	8	6.0	140	100%
普代村（ふだいむら）	19	-	2	2.0	19	100%
田野畑村（たのはたむら）	86	20	3	4.0	86	100%
岩泉町（いわいづみちょう）	42	5	1	4.0	42	100%
宮古市（みやこし）	715	140	11	30.0	645	100%
山田町（やまだまち）	399	40	16	17.0	302	84%
大槌町（おおつちちょう）	709	40	17	31.0	603	90%
釜石市（かまいしし）	762	400	11	19.0	327	91%
大船渡市（おおふなとし）	756	130	20	24.0	470	76%
陸前高田市（りくぜんたかたし）	1,016	90	14	83.0	926	100%
計	4,755	898	108	228.0	3,671	92%

※搬入済量：平成23年10月24日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。
なお、この搬入済量には、家屋等解体により発生したがれきで撤去が完了したものも含まれている。

今後の対応方向

- 生活に支障が出る災害廃棄物以外の災害廃棄物は、平成24年3月末を目途に被災現場からの移動を完了させます。
- 現在、内陸部も含め県内の処理施設での災害廃棄物の処理を進めています。また、沿岸部に仮設焼却炉を設置する準備を進めるなど、平成26年3月末までに処理を完了するよう取組を進めていますが、膨大な量の災害廃棄物の全量を期限内に県内で処理することが困難な状況のため、他の都道府県の協力も得ながら広域処理を進めて行く必要があります。
- 広域処理を進めるため、平成23年9月30日に東京都、東京都環境整備公社及び本県の3者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、11月2日には宮古市の災害廃棄物の搬出が開始され、今年度中に約1万1千トンを受け入れていただく予定です。

【災害廃棄物処理の基本方針】



出典：岩手県災害廃棄物処理詳細計画概要版（平成23年8月30日）

課 題

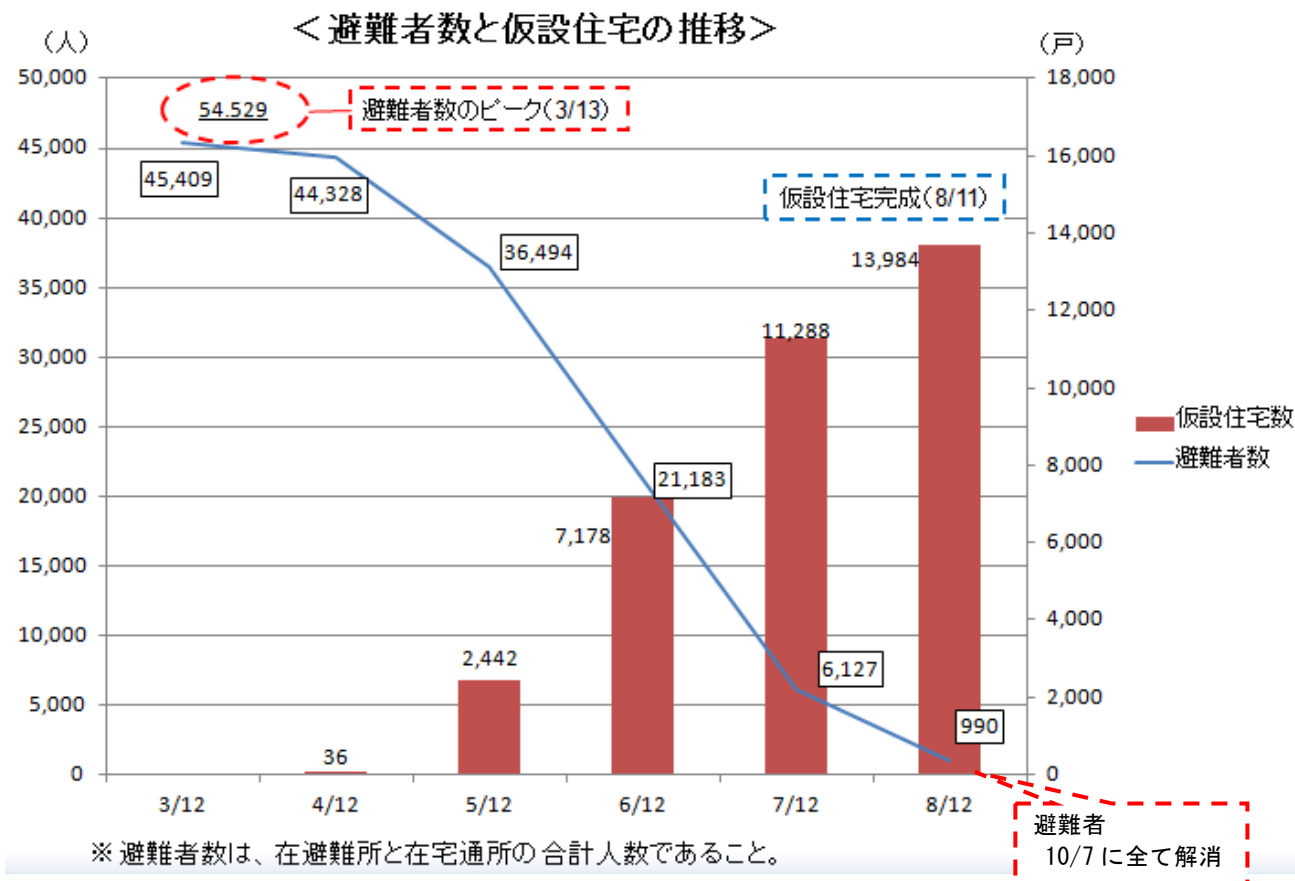
- 広域処理については、他の自治体とも協議を進めているところですが、**放射性物質に対する住民の不安から、多くの自治体が慎重姿勢**となっているところです。環境省が5月16日に公表した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」にも示される処理完了の目途である平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を進めるために、**国による広域的な調整・支援の一層の強化**が求められます。

2 「暮らし」の再建

(1) 被災者の生活の安定に対する支援

現 状

■ 応急仮設住宅は、平成 23 年 8 月 11 日までに必要戸数 13,984 戸全てが完成しました。
また、避難者の応急仮設住宅等への入居が完了し、10 月 7 日には全ての避難所を閉鎖しました。



応急仮設住宅の入居 (10月28日現在)

完成戸数 ①	入居済戸数 ②	完成戸数に 対する入居率 ②/①
13,984 戸	13,184 戸	94.3%

※空き戸数 800 戸については、多人数世帯への供与や他県等応援職員やNPOの宿舎に活用。

応急仮設住宅等の入居状況 (10月28日現在)

	応急仮設住宅	民間賃貸住宅	雇用促進住宅	公営住宅等	合 計
戸 数	13,184戸	3,364戸	816戸	174戸	17,538戸
人 数	31,728名	8,636名	2,530名	512名	43,406名
割合 (人数)	73.1%	19.9%	5.8%	1.2%	100.0%

※「人数」については、推計値であること。

- **応急仮設住宅**については、玄関スロープ、外断熱、風除室等の設置などの**環境改善**を進めてきており、現在は、特に**寒さ対策**に力を入れています。
- また、**応急仮設住宅団地のコミュニティ形成**に向け、**緊急雇用創出事業**を活用した「**仮設住宅団地支援員**」の**配置を支援**しており、例えば、大船渡市内では、内陸部の北上市の支援を受け、仮設住宅団地支援員等の雇用を進めているところです。
- 被災者への支援に当たっては、相談や問い合わせに一元的かつ柔軟に対応するために、**沿岸4地区（久慈・宮古・釜石・大船渡）に被災者相談支援センターを設置**しています。これら常設のセンターでの相談のほかに、出張相談なども行っています。
- さらに、**内陸部の市町村**では、被災者相談対応・情報発信・内陸部へ避難している被災者の交流拠点などの機能を有するセンターの開設など、**後方支援活動**を進めています。例えば、一関市にあっては、相談対応や情報発信等の被災者支援の他に、隣接する宮城県気仙沼市の要請に基づき応急仮設住宅建設用地を提供するなど、**市町村や県境を越えた支援**が進められています。

今後の対応方向

- 被災者の相談・問い合わせ等に関しては、多様な相談主体との連携・情報共有を強化し、より被災者一人ひとりに寄り添った対応ができるよう、積極的な情報発信を進めていきます。

課題

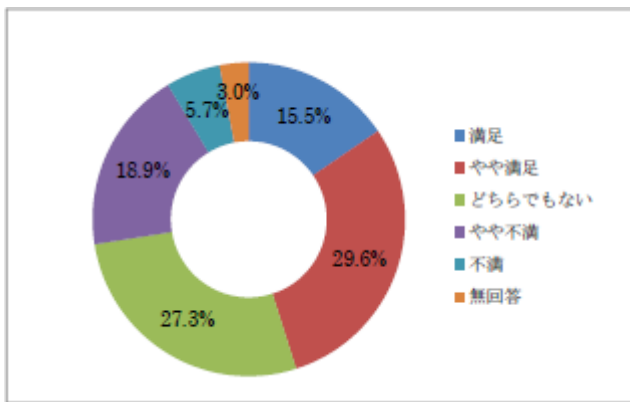
- 被災者の応急仮設住宅等における生活が一定期間続いていくことが見込まれることから、**心のケアや健康など様々なきめ細かな支援**を行っていくことが求められます。
- また、生活再建に向けて、**生活再建支援金の拡充や個人の二重債務解消、恒久住宅の確保**に向けた対策や**総合的な就業支援**が求められます。

(2) 住宅の再建等に対する支援

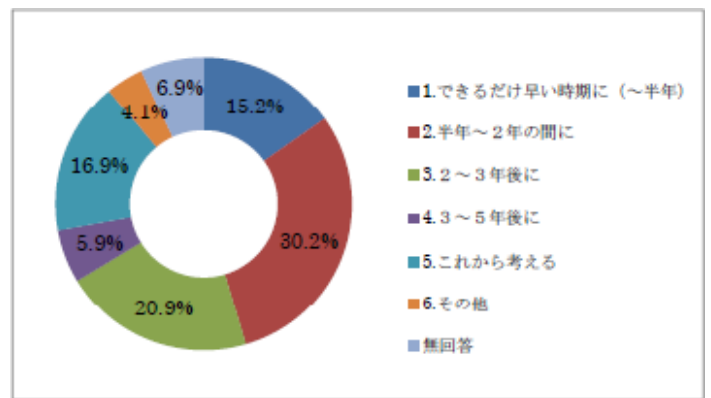
現 状

- 災害公営住宅等を整備するための基礎資料とするため、平成23年7月に仮設住宅入居者を対象としたアンケート調査を実施しました。
- アンケート調査結果では、今後希望する居住形態として「持ち家希望」が約57%、「公営住宅希望」が約20%となりました。
- 県では、これらを踏まえて今後の住宅復興の方向性を検討し、10月5日に被災者に対する住宅の供給についての基本方針である「岩手県住宅復興の基本方針」を策定しました。

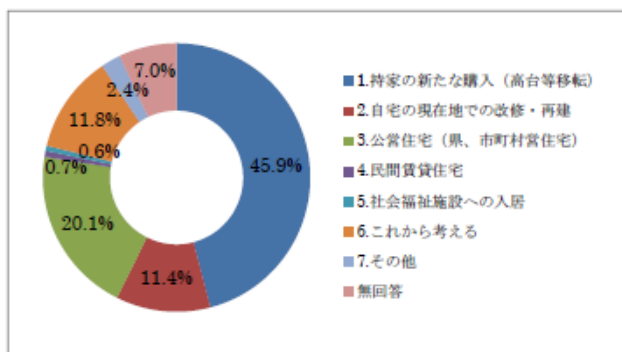
応急仮設住宅入居者意向調査の概要（平成23年7月実施、岩手県県土整備部調べ）



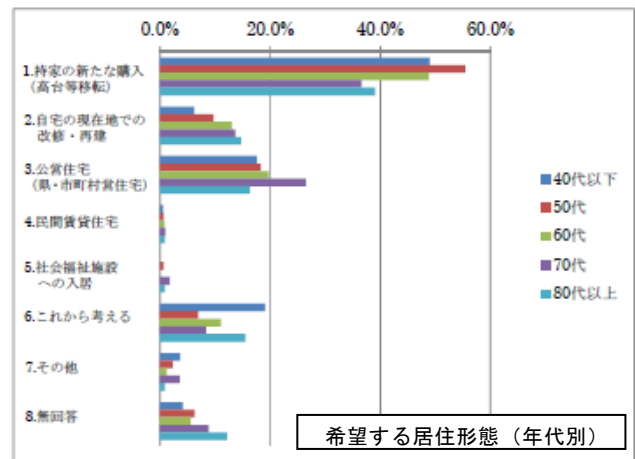
周辺環境を含めた居住環境への満足度



希望する住まいへの転居の時期



希望する居住形態（全年代）



希望する居住形態（年代別）

岩手県住宅復興の基本方針

岩手県東日本大震災津波復興基本計画及び復興実施計画を踏まえ、岩手県における東日本大震災津波の被災者に対する住宅の供給についての基本方針を定めるものです。

＜基本方針の期間＞ 岩手県復興実施計画と同様に平成23年度～平成25年度を基盤復興期間、平成26～28年度を本格復興期間とします。

特に災害復興公営住宅については、できる限り基盤復興期間に完成させ、市町村の復興まちづくり事業と合わせて行うものなどについては本格復興期間の早期に完成させることを目標とします。

復興住宅の供給計画

(1) 当面の間の被災者向け住宅

応急仮設住宅	約 14,000 戸	} うち入居世帯 約 17,000 世帯
借上げ民間賃貸住宅等	約 4,500 戸	

(2) 恒久的住宅の想定供給戸数

- 公営住宅 約 4,000～5,000 戸（災害復興公営住宅及び一般公営住宅）
（県営及び市町村営）
- 民間持家住宅 約 9,000～9,500 戸（一部自宅の改修を含む。また、新規供給にはマンション等中高層住宅を含む。）
- 民間賃貸住宅等 約 3,000～3,500 戸（既存の賃貸住宅を含む。）
＜地域比率＞ 宮古管内約 5,000 戸、釜石管内約 6,000 戸
大船渡管内約 5,000 戸、県北その他約 1,000 戸

1. 供給方針

○防災性・耐久性を高める住まいづくり

住宅の耐震性能や防火性能の維持・向上を促進し、地域の防災性の向上に努める。また、耐久性のある住宅の整備を促進する。

○ひとにやさしい住まいづくり

高齢者や障がい者等に配慮した設計仕様による住宅の整備を進める。また、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、良好な住宅市街地の整備を促進する。

○多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくり

持ち家の取得、賃貸住宅・公営住宅への入居、子育てや介護等の支援、地域性への配慮など、多様なニーズに対応した住まいづくりを推進する。地域コミュニティの維持や良好な市街地・集落景観の保全などに十分配慮し、地域の活力を向上させ魅力を高める住まいづくりを推進する。

○環境に配慮した住まいづくり

環境問題や電力需要の抑制に対応し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用に関心した住まいづくりを推進する。公的住宅建設の際には、省エネルギー性能の確保を図るほか、木造公営住宅等における県産木材の利用に努め、環境に配慮した住宅を整備する。

○福祉部局等との連携

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等が快適に生活することのできる住宅の供給を促進するため、ハード面における整備に加え、福祉部局と連携し、ソフト面における環境整備を促進する。

また、国、市町村、関係団体、民間事業者等との連携を強化し、官民が連携して、被災地における様々な社会的課題に対応した住宅及び居住環境の整備を推進する。

2. 住宅供給に向けての対策

(1) 応急仮設住宅の活用

- ・ 応急仮設住宅保守管理センターによる定期的な巡視及び点検を実施し、適切に維持管理
- ・ 空き住戸を集会所や談話室の代替施設、NPOやボランティアの駐在場所等として活用。将来的には、仮設住宅団地の集約や災害公営住宅を建設する場合の移転先として有効に活用
- ・ 応急仮設住宅としての利活用を終えた住戸について、基礎の設置や2戸を1戸とする改修工事を実施した事例を参考にしながら、恒久的な住宅への転換手法を検討



(2) 民間持家住宅及び民間賃貸住宅の建設促進

①被災した住宅の改修や再建

- ・住まいの総合的な相談窓口を定期的に開設、住宅再建等に必要な住情報を提供
- ・復興実施計画に基づき、被災した住宅の改修や再建を行う被災者に対する支援策を充実
- ・住宅の新築や改修が、省エネルギー、耐震、バリアフリーなど必要な性能を向上させ、長期間の使用にも耐えうるものとなるよう誘導
- ・提案公募などにより、低廉な価格で取得可能な住宅のプランの作成等を支援

②安全な住宅地の確保

- ・市町村の復興まちづくりを支援し、安全な住宅地の供給を促進
- ・宅地情報の提供について民間事業者と連携

③良好な賃貸住宅の建設促進及び入居支援

- ・地域優良賃貸住宅制度等の活用により賃貸住宅の建設を促進
- ・居住支援サービスの提供を促すなど、居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を促進

④地域住宅産業との連携

- ・被災地における住宅の再建等において、それぞれの地域に適応した住宅建設を促進
- ・地域住宅産業に従事する技術者等と連携し、地域型復興住宅の生産体制の構築を促進
- ・岩手型住宅賛同事業者制度を活用し、省エネルギー性能にも優れた岩手型住宅の普及を推進
- ・住宅建設を通じて当該地域における経済の活性化に貢献



(3) 災害復興公営住宅の整備

①入居者の世帯構成への配慮、多様な住宅の供給

- ・建設計画において、応急仮設住宅等の現入居者の世帯構成に配慮
- ・高齢者、障がい者や子育て世帯など多様な世帯や将来の世帯構成の変化に対応
- ・各地域の特性に応じた多様な住宅の建設を推進、街並みの形成に配慮
- ・一定期間後の公営住宅の払い下げについても検討

②設計及び建設システムの標準化、整備期間の短縮

- ・住宅の基本性能を確保しながら仕様等の標準化を進め、建設コストを削減
- ・工期の入念な検討や、立地状況に応じた鉄骨造や木造の採用等により整備期間を短縮

③災害復興公営住宅用地の確保

- ・県及び市町村が十分連携して用地の選定
- ・民間事業者との連携や、県民からの情報提供なども含め用地情報を把握
- ・定期借地権の設定による用地の確保も検討

④民間活力の活用

- ・民間のノウハウを活用するため、民間住宅の購入又は借上やPFI的な手法の導入を検討

⑤木造公営住宅の整備

- ・立地や地域の実情に配慮しながら木造公営住宅の建設を推進
- ・地場産材の活用により、地域経済や雇用環境の向上への貢献

⑥集会所等の整備

- ・入居者同士の交流を促す集会所等の共用スペース、小公園や植栽の整備等を推進
- ・入居者による各種集会のほか、福祉部局等と連携しコミュニティ促進に資する集会所の活用

⑦コミュニティへの配慮

- ・各地域ごとにバランスのとれた立地選定の実施
- ・建設計画は、コミュニティの維持や入居者同士の交流に十分配慮
- ・外出しやすい配慮、交流を促す設えなど、ハード・ソフト両面から交流促進策を実施
- ・入居者募集・選定時における地域ごとのコミュニティの維持への配慮

⑧入居者の負担軽減

- ・入居申込者の受付等及び入居者の選定等における県及び市町村の連携
- ・被災者の収入に応じた入居者の家賃負担の軽減

⑨地域のまちづくりとの連携

- ・市町村における復興まちづくり事業と連携
- ・居住支援機能や防災機能を兼ね備えるため施設の複合化を積極的に検討



今後の対応方向

- 災害復興公営住宅については、市町村の復興まちづくり計画と調整を図りながら、早期整備に向けた取組を進めます。
- 被災者の大半は、持ち家での再建を希望していることから、被災した住宅の改修や再建等に対する支援を進めます。
- 被災者の住宅確保に向けて、応急仮設住宅の再利用や民間賃貸住宅等の建設の促進を図ります。

課題

- 災害復興公営住宅の建設や新たな宅地の造成、提供等を行うための国等の関係機関による支援体制の整備が必要です。
- 生活再建支援金の拡充を含めて、被災した住宅の改修や再建等に対する手厚い支援が必要です。

(3) 津波震災孤児等の支援（いわての学び希望基金）

現状

- 発災以降、国内外を問わず、企業や個人など様々な方から温かいご支援をいただきました。その中には、「津波・震災孤児のためふるさと納税をしたい」との申し出も数多くいただいたところです。
- そこで、「いわての学び希望基金」を設置し、こうした全国の皆様の善意の寄附を広く募り、東日本大震災津波により親を失った子ども等が、希望する進路を選択できるよう、また、勉強やスポーツ・文化活動等に励んだりできるよう、社会に出るまでに必要な「くらし」と「まなび」に要する資金として援助することといたしました。

対象者及び奨学金等の額

対象者：本県で東日本大震災津波に被災し、著しい被害を受けた幼児、児童、生徒、学生等
<奨学金等の額>

ア 小学校就学前	月額 10,000 円
イ 小・中学校等に在籍する間	月額 10,000 円
ウ 高等学校等に在籍する間	月額 30,000 円
エ 大学及び専門学校等に在籍する間	月額 50,000 円
オ 一時金	小学校卒業時 50,000 円 中学校卒業時 100,000 円 高等学校卒業時 300,000 円

平成 23 年 10 月 31 日現在、寄付の申し出件数は、3,175 件、寄付金額は約 20 億 4,200 万円となっています。

今後の対応方向

- 子どもたちへの息の長い支援が必要であることから、多くの方々からの長期にわたる御支援を継続して呼び掛けていきます。

3 「なりわい」の再生

(1) 漁業と流通・加工業の一体的な再建に向けた取組

現 状

- 漁船の共同利用システムを活用し、一部の漁協では5月から採介藻漁業が再開しています。
- 県内111漁港全てで泊地・航路の漁船利用が可能となるなど、操業再開に向けた動きが進められています。
- 養殖を行ってきた19漁協全てで、養殖施設の復旧・整備を進めています。
- 定置網は、10月31日までに70ヶ統（約5割）が再開しています。
- 産地魚市場の施設・設備の復旧については、国の補正を活用し、13市場全てで鮮度保持タンク、殺菌海水装置等の設備・機械整備を実施し、現在12の市場が開場しています。
- ヤマト福祉財団「東日本大震災 生活・産業基盤復興再生募金」からの助成金を受けて「水産加工事業者生産回復支援事業」を実施し、計107の事業者に総額16億円を助成することを決定しました。これにより、助成対象事業者においては、サケ関係の加工機器購入などの準備を行うことができるようになりました。

【被害の状況】

- 大震災津波により、本県沿岸部の基幹産業である水産業は、111漁港のうち108漁港が被災。漁港施設、漁船・漁具、共同利用施設などが甚大な被害を受けました。
- 県下24沿海地区漁協では、多数の組合員が犠牲となったほか、14漁協で事務所が流出又は全壊するなど、漁協機能が失われました。
- 全体の90%以上の漁船が流失・損壊等被災したほか、漁具についても多くが流失し、漁業者の生産手段が失われました。



【復旧の様子】



今後の対応方向

- 漁業協同組合による共同利用漁船、養殖施設や定置網の整備を進め、サケ漁期やワカメ・コンブの収穫期に対応していくとともに、共同利用施設の整備を進めていきます。
- 産地魚市場の施設・設備については、国の補正予算を活用し、13市場全てで荷捌き施設や製氷・貯氷施設の修繕等を実施していきます。
- 災害復旧事業等により本格的な漁港等の復旧・整備を進めます。

課題

- 漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な被害を受けたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建が必要です。生産から流通・加工まで一連の共同利用施設等を対象とし、原形復旧に止まらない、施設・設備の本格的な復旧・整備を可能とする支援が求められています。また、アワビ等種苗生産施設や漁協事務所の整備などへも更なる支援が求められます。
- 漁船や共同利用施設等の基盤整備は、複数年度にわたって段階的・計画的に進める必要があることから、地域の復興状況を踏まえた支援の継続が求められます。

(2) 被災企業の再建に向けた取組

現状

- 被災企業の「二重債務問題」を解決するため、国、県、県内金融機関等が連携し、被災事業者からの相談を受け付ける「岩手県産業復興相談センター」の設立と、被災事業者の債権買取等を行う「岩手産業復興機構」の設立について、平成23年8月7日に合意が図られたところです。
- 「岩手県産業復興相談センター」については、10月7日に開所し、相談の受け付けを開始しています。
- 仮設の店舗・事業所・工場等については、市町村の要請に基づき中小企業基盤整備機構が仮設施設整備事業により整備を進めています。10月28日現在県内126ヶ所で事業が始まり、78ヶ所で着工、うち29ヶ所が完成し、入居企業が営業等をはじめています。

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下、「**グループ補助**」といいます。）により、**水産加工グループを中心に 11 グループ 144 社の支援**を行っています。

今後の対応方向

- 「**岩手産業復興機構**」を設立し、二重債務問題の本格的な対応を行います。
- 国の予備費活用に対応した**グループ補助の追加実施**により、被災企業の再建を推進します。

課題

- **グループ補助**については、今後も本格的な復興に向け事業計画を準備したいとする事業者が出てくることが予想されており、**来年度以降の事業継続**が求められます。

取組を進めるうえでの共通的な課題

復興事業を迅速かつ着実に進めるためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者や、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、**多くの専門的知識を有する方々の協力が必要**となります。

現在、国、全国の都道府県、市町村などから多くの職員を派遣いただいているところですが、被災地の復興のために、今後とも**関係機関による継続した人的支援とその強化**に御理解と御協力をお願いします。

岩手は必ず復興を果たします。

引き続きの御支援、御協力をお願いいたします。



岩手県

http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/